

## 平成28年度の両立支援等助成金のお知らせ

### 1 出生時両立支援助成金 ※新設

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。

- ◆支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業です。
- ◆過去3年以内に男性の育児休業取得者が出ている事業主は対象外です。
- ◆支給対象となるのは、1年度につき1人までです。

【支給額】 中小企業	取組及び育休1人目	: 60万円
	2人目以降	: 15万円
大企業	取組及び育休1人目	: 30万円
	2人目以降	: 15万円

### 2 介護支援取組助成金 ※新設

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します

- ◆支給対象となる取組は、厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組です。
- ◆具体的には、厚生労働省が指定する資料に基づき、以下の全ての取組を行った場合に支給します。
  - ① 従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
  - ② 介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、リーフレットの配布）
  - ③ 介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

※「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」は、[厚生労働省HP](#)で公開しています。

【支給額】 1企業1回のみ：60万円

### 3 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します

◆育児休業取得者の原職等復帰日（育児休業終了日の翌日）から起算して6か月を経過する日が、平成28年4月1日以降の場合

【支給額】 育児休業取得者1人当たり：**50万円**

※育児休業取得者が期間雇用者の場合10万円加算

※当該期間雇用者が雇用期間の定めのない労働者として復職した場合はさらに10万円加算

【支給対象期間】

最初の支給対象労働者の原職等復帰日から起算して6か月を経過する日の翌日から5年以内

※くるみん取得事業主の場合、原職等復帰日から起算して6か月を経過する日が、平成37年3月31日までの育児休業取得者が対象となります。

【上限人数】

一年度（各年の4月1日から翌年の3月31日まで）に延べ10人

※くるみん取得事業主の場合、平成37年3月31日までの間で延べ50人

### 4 中小企業両立支援助成金 期間雇用者継続就業支援コース

育児休業を6か月以上利用した期間雇用者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した中小企業事業主に助成します

◆期間雇用者継続就業支援コースは、平成27年度で終了です。

◆経過措置として、平成28年3月31日までに育児休業を終了し、原職等に復帰した場合は、平成27年度と同じく次の額を支給します。

【支給額】 1人目 : 40万円 ※正社員として復帰させた場合10万円加算  
2～5人目 : 15万円 ※正社員として復帰させた場合5万円加算

【支給人数】 支給対象期間内で延べ5人

## 5 中小企業両立支援助成金 育休復帰支援プランコース

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主に助成します。

- ◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、**1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）**です。
- ◆平成28年度の後半からは、**介護休業**についても対象とする予定です。

### 【支給額】

**正社員、期間雇用者それぞれ1人について**、以下の通り支給プランを策定し、育休取得したとき：30万円  
育休者が職場復帰したとき：30万円

## 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本金の額または出資の総額」または「常時雇用する労働者数」のいずれかが、下表に該当する場合となります。

区分	小売業 (飲食店を含む)	サービス業	卸売業	その他の業種
資本金の額または出資の総額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常時雇用する労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

## お問い合わせ先

両立支援等助成金の支給要件は、厚生労働省HPに掲載しておりますが、ご不明な点、詳細は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

### 【両立支援等助成金支給要件】

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 事業主の方への給付金のご案内

### 【両立支援等助成金お問い合わせ先】

厚生労働省ホームページ > 厚生労働省について > 所在地案内  
> 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧